

答弁書第四十九号

内閣参甲第五三号

昭和二十四年四月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出農業所得税納期の特例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員池田恒雄君提出農業所得稅納期の特例に關する質問に對する答弁書

農業所得者の所得稅の納期を八月及び翌年一月とすることは、一般申告及び納期と異つてゐるので、申告の説明、徵稅等について執行上相當難點があり、兼營等の場合に納期等をいつに定めるべきかについても問題があるので、近く行われる稅制の檢討の際充分考究したい。また、第一期の申告及び納期についても理在のように前年の所得稅の更正決定による納付が三月、四月に及ぶ実情においては、實際問題として考慮を要する点があるので、本年はとりあえず六月に行うこととしてゐる。

なお、水田一毛作のような場合においては、現行法の納期の特例の規定によつて、大部分が翌年一月に納稅することができると思ふ。